

角田市農林業関係補助事業の概要

【令和7年度版】

市では、農林業推進のため各種補助事業を用意しております。
具体的な内容についてはお気軽にご相談下さい。

問合せ先： 農林振興課 63-2119

【水田関係：農政係】

令和7年4月1日

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備 考
1	畑作物の直接支払交付金	農業経営の安定を図るため、農産物の販売価格と生産コストの差額を助成 ※農林水産省のホームページで検索できます。 『経営所得安定対策等の概要（令和7年度版）』	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	【数量払】（生産量と品質に応じて交付） ●小麦 課税事業者向け 5,930円/60kg 免税事業者向け 6,340円/60kg ●六条大麦 課税事業者向け 4,850円/50kg 免税事業者向け 5,150円/50kg ●大豆 課税事業者向け 9,430円/60kg 免税事業者向け 9,840円/60kg ※上記金額は平均交付単価となります。 【面積払】 ●20,000円/10a（そばは13,000円/10a）	経営所得安定対策(国)
2	水田活用の直接支払交付金		販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する農業者等	●麦・大豆・飼料作物 35,000円/10a（多年生牧草：収穫のみは10,000円/10a） ●WC S用稲 80,000円/10a ●加工用米 20,000円/10a ●飼料用米※・米粉用米 収量に応じて 55,000円～105,000円/10a ※一般品種は55,000円～85,000円/10a	
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)		認定農業者、集落営農、認定新規就農者	●米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てん（農業者：1 国：3）	
4	農地利用効率化等支援交付金	将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援	①融資主体支援タイプ 地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援 ②地域農業構造転換支援タイプ 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援 ※配分基準ポイントが定められており、ポイントの高い経営体からの採択となります。要件を満たしていても、国で採択の判断がされるため、補助が確約されたものではありません。	①融資主体支援タイプ 補助率：3/10（上限300万円等） ②地域農業構造転換支援タイプ 補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援	【取組要件①(必須目標)】 事業実施地区内において、経営面積を3割以上又は4ha以上 【取組要件②(選択目標)】 農産物の価値向上、経営面積の拡大、労働時間の縮減、経営管理の高度化等

【担い手育成支援関係：農政係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備 考
5	農地集積・集約化対策事業	同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域で、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域等に対して助成	農地中間管理機構を通し担い手に貸し付けられた面積に応じて交付 ●地域集積協礼金 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域で、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた場合	●地域集積協礼金 地域内の農地中間管理機構への貸付割合80%超 28,000円/10a ただし、前年度以前に地域集積協礼金の交付を受けており、かつ、再度申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請すること。	国：農地集積・集約化対策事業費
6	経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（3年以内）の所得を確保するため助成	●独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 ●独立・自営就農であること。 ●青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。 ●独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ●前年の世帯所得が600万円以下であること。	●個人の場合 1年あたり 最大150万円 ●夫婦の場合 1年あたり 最大225万円 ※最長3年間	国：経営開始資金
7	農業後継者就農支援事業	農業後継者（親元就農）が就農する際に、経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●農業後継者として経営を委譲し、認定農家となったもの。 ●補助対象となる農業者が農業次世代人材投資事業補助金（経営開始資金）を受けていないこと。	●補助率：1/3 ※補助上限額：50万円 （一戸一度に限り補助します。）	市単独
8	新規就農者支援事業	新規就農者が経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●青年等就農計画計画を提出し、市の認定を受けていること。 ●補助対象となる農業者が農業次世代人材投資事業補助金（経営開始資金）を受けていること。 ●農業後継者就農支援事業を受けていないこと。	●補助率：1/3 ※補助上限額：50万円 （一人一度に限り補助します。）	市単独
9	農業経営法人化支援事業（農業振興事業）	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化に要する経費を助成	法人設立及び初期費用に要する経費 ①集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立された法人 ②複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人 ③複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている又は地域から雇用している法人 ④個人の農業者により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている又は地域から雇用している法人	●農業法人当たり：40万円	市単独
10	オーダーメイド型多様な農業人材支援事業	新農業者や中小規模・家族経営体の農業者に対し、新たな園芸品目等の取組や新技術導入等に係る機械・施設等の導入及び改修に要する経費を助成	対象者：新農業者（就農から3年経過していない農業者）や中小規模・家族経営体 ※補助対象外…認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営 対象経費：新たな園芸品目等の取組や新技術導入等に係る機械・施設等の導入及び改修に要する経費 【県審査有】	●補助率：2/3（県＋市） ※補助上限額：400万円 【県の予算が無くなり次第受付終了】	県1/3、市1/3

【林業関係：農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備 考
11	みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進及び山村の活性化に要する経費を助成	対象者： ①3名以上で構成され規約等が定められている組織 ②会費を徴収するなど、財政的な基盤がある組織 ③3年間の活動計画を策定し、活動目標と活動結果のモニタリングを実施すること等 対象経費：里山林の景観維持や侵入竹の伐採・除去、広葉樹の伐採・搬出等。	●補助率：10/10（国75%、県12.5%、市12.5%）	申請は農林振興課経由で宮城県へ。採択は宮城県（大河原地方振興事務所）で行います。

※裏面につづく

問合せ先： 角田市農林振興課 63-2119

